

○認定証の書換え

(第 11 条第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日
令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 11 条第 3 項
処分の概要	認定証の書換え
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第 20 条、第 7 条第 2 項(認定証の書換への申請)
審査基準	
標準処理期間	20 日
申請先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長